

申告義務をめぐって

わが国の統計法は昭和22年(1947年)に公布されているので、1992年の今年で45年を経たことになる。統計法の制定にあたり準備された国会説明資料『統計法の立法の趣旨』に、つぎの記述がある。「統計が真実を示すものでなければならぬことはいうまでもなく、真実性こそ統計の生命であるというべきものである。従って国民に対しては、統計調査に対して申告の義務を課さねばならないことがあるのは当然であり(第5条)，また必要に応じて正当な権限を有する者によって実地調査を行う際にはこれに協力を求めねばならない(第13条)。これに対して協力を拒み、あるいは真実に反する申告をしたもの等に対しては全国民の共同の目的を妨害するものとして、処罰を加えることによって、統計の真実性を確保しなければならない(第18条…現行第19条)。このように真実の申告を求めるについては、その反面において国民の個々の秘密の保護を保障しなければならず(第14条、第15条)、その違反に対しては処罰を加えることはいうまでもない(第19条…現行第19条の2)」。

プライバシーの権利意識が国民にはもちろんのこと、法律関係者や社会学者の間でさえ、まだ議論になっていなかった当時の時代的な制約を考えると、申告内容の保護が「個人の権利」としてではなく、統計の真実性の確保のための措置のように述べられているのも、けだし無理からぬことであろう。新聞紙上で「プライバシー」という語が散見されるようになるのは、三島由紀夫の小説『宴のあと』(新潮社)をめぐる訴訟(昭和33年)以降の

ことである。

それから30年、情報化社会の成熟につれて、プライバシー保護の問題の仕方も変り、個人情報の保護へと議論が移って行く。その導きの糸は「自己に関する情報の流れをコントロールする個人の権利」(自己情報管理権)の主張である。

そうなると、個人情報を必要とする調査者(ここでは政府や地方公共団体)と個人情報の帰属者(所有者)との間の対応関係、あるいは緊張関係にも、当然変化がおこらざるをえない。なぜならば、情報の帰属をめぐって個人にその支配権、管理権あるいは所有権があるという考えが定着すれば、帰属が明確な情報はすべて「本人のもの」という理論が成り立ち、その取得、管理、譲渡、および利用に関して、「本人の同意」がすべからく必要となるからである。統計調査に関していえば、「めんどくさい」、「疲れている」、「自分の利益にならない」、「ほかの目的に使われるかもしれない」、「調査員が気にくわない」等々、理由はさまざまであるが、要するに「答えたくない」という被調査者の感情に「断ってもよい」という観念の拠りどころ(心証)を与えることにもなるからである。

統計法との絡みでみると、「立法の趣旨」(前出)の論理とは逆に、調査関係者の「秘守義務」(第14条)、「調査票の統計目的外使用の禁止、ないしは制限」(第15条)、およびそれらの違反に対する関係者の「罰則」(第19条の2)のみが一方的に強調されることになり、統計の真実性の確保→申告義務→申告拒否・虚偽の申告に対する罰則の適用は、

下関市立大学

学長 大屋祐雪

指定統計調査の論理から後景に退けられ、「調査は“する”ものではなく，“協力していただくもの”と考えております」ということになる。

『立法の趣旨』説明で強調された「申告の義務」は、どうなるのであろうか。われわれが1979年に実施した「統計環境実態調査—統計調査員調査一」(文部省科研調査)につぎのような問い合わせがある。問8-1.a) 調査に行って調査世帯から「かならず答えなければならないのか」というような質問を受けたことがどの程度ありますか ①質問されたことはない(7.9%) ②まれに質問されることがある(51.1%) ③しばしば質問される(37.7%) ④その他・無記入(3.2%)。なお、同じ様式の質問・回答法で、「b)なぜ自分の家が選ばれたのか」「c)この調査はなんのためにするのか」「d)なぜこんな項目まで調べる必要があるのか」「e)税金の資料など、他の目的には本当に使わないのか」を、そして問8-2では、どの質問を受けたとき最も説明に困りますか」を問うている。その回答で「説明の困難さ」の第一位にあがっているのは「d)なぜこんな項目まで」(29.1%)「a)かならず答えなければならないのか」(27.7%)「b)なぜ自分の家が」(15.3%)「e)他の目的には使わないのか」(11.4%)「c)この調査はなんのため」(9.7%)である。

調査員は被調査者から「かならず答えなければならないのか」と聞かれたら、「かならず答えなければならない」理由を説明しないわけにはいかないだろう。「あなたの申告内容は統計法でしっかりと保護されていますから、安心して答えてください」

では、少なくとも理由を説明したことにはならない。

もちろん、大部分の人は「この調査には申告の義務があります」という説明で、調査に応じてくれるであろうが、それ以上の説明を求める被調査者もおそらく少くない数であろう。そのとき、その調査について、申告の義務が「なぜ必要か」を、法解釈によらずに説明できる論理あるいは見識を調査員が持っていないければ、被調査者にまともに対応することはできなかろう。どこから突かれても揺らぐことのない統計調査を支える申告義務の論理、それこそが、ますます強まるであろう情報プライバシー権の思潮の中で、指定統計調査の実施を保証し、調査員に自信と誇りを与える道ではなかろうか。統計関係者の一人一人が自分流にでも、法解釈によらない申告義務の論理を、いま一度模索してみることが必要になっているようだ。

全国特選(第2部)受賞

——平成4年度茨城県統計グラフコンクール——

第43回茨城県統計グラフコンクールは、応募作品10,639点、応募者22,470人で全国第1位という多くの方々の参加を頂きました。

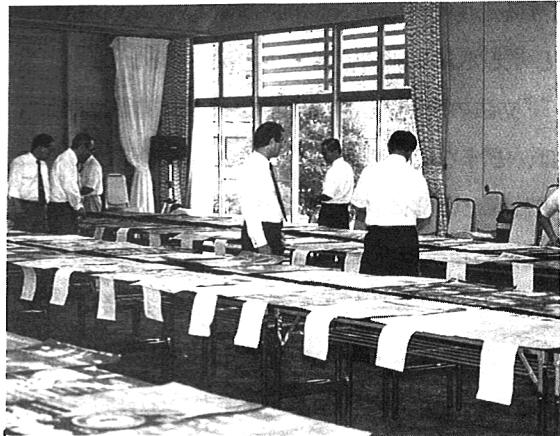
作品の傾向としては、本県は従来から紺系統の寒色を基調にした作品が多かったのですが、本年度の作品を見ると色々な手法を駆使し、全体のイメージが明るいものが多く見られました。

また、テーマの選択についても、小学生低学年は、夏休みの過ごし方、学校の生活科、家族のことなど身近な素材を選んだものが多く、高学年になるとゴミ等の環境問題、学校5日制、悩みの問題、中学生になると、農産物自由化、外国人労働者問題、世界への貢献などマスコミからの情報等を活用して社会の事象を適切にとらえてまとめています。

審査は、県内5地区において地区別審査がまず行われ、作品459点が選ばれました。これらの作品についての最終審査は9月10・11日の両日、大子町「やみぞ」において、県審査員8名により厳正に行われ、知事賞3点、県議会議長賞5点等入賞作品72点が最終的に選ばれ、このうち特に優秀な作品23点については、全国コンクールに出品しました。

これらの入賞者については、11月25日(祝)県民文化センターにおいて開催される第34回茨城県統計大会の席上で表彰が行われ、賞状と副賞品が贈られます。

なお、これら入賞作品については、12月19日(土)から23日(木)までの5日間、水戸駅前川又書店において展示し、一般の皆様方にご覧頂きます。その後、各小・中学校を巡回展示する予定になっています。



県審査会

第40回統計グラフ全国コンクールについて述べますと、全国で64,879点の応募作品があり、このうち各県から中央審査に出品された816点について、10月2日から5日にかけて審査会が行われました。

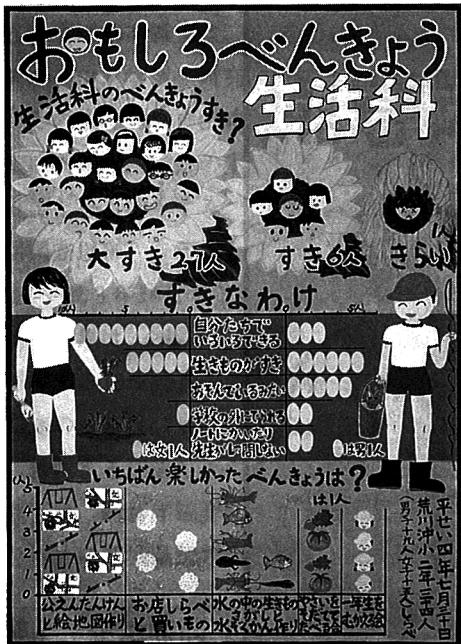
この結果、本県出品作品から15点が入賞し、うち1点(小学生高学年の作品)は全国特選(第2部)に輝き、本県の統計グラフの作成活動はここ数年間、質・量とも全国のトップレベルを維持し「統計茨城」の名にふさわしい結果であるといえます。

特選の表彰については、10月22日に佐賀県佐賀市の佐賀市文化会館において開催される第43回全国統計大会の席上、藤代町立宮和田小学校6年・嶋田絞子さんが小学生高学年の部の全国代表として受賞いたします。

次に、県知事賞受賞作品及び本県の全国コンクール特選受賞作品を紹介します。

(統計課・普及指導グループ)

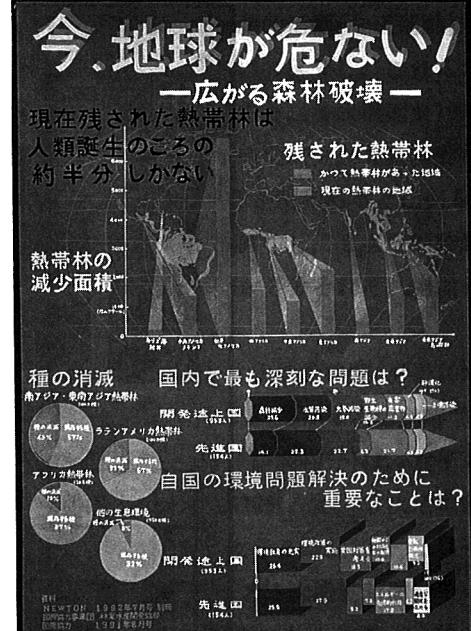
〔知事賞受賞作品〕



〈1部〉 知事賞・全国入選

土浦市立荒川沖小学校2年

高 嶋 豊 士



〈3部〉 知事賞・全国佳作

高萩市立君田中学校3年

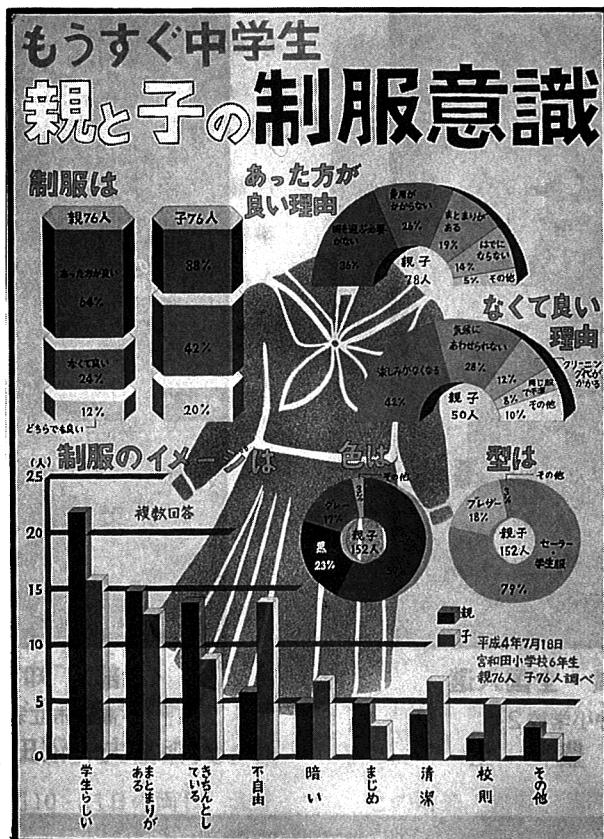
大森富夫・沼田泰彦・尾崎由美子



〈2部〉 知事賞

土浦市立大岩田小学校5年

青 山 将 人



第2部 県教育長賞・全国特選

藤代町立宮和田小学校6年 嶋 田 紋 子

出品点数及び入賞状況

区分 年度	出品点数	計	1部	2部	3部	4部	5部	パソコン の部	特選
昭和63年度	19	10	2	2	5	—	1	—	1
平成元年度	20	12	3	2	3	—	4	—	—
平成2年度	18	14	3	4	4	—	2	1	—
平成3年度	18	12	4	2	4	—	1	1	1
平成4年度	23	15	5	3	2	—	1	4	1